

# ☆中央スポーツ医療専門学校NEWS☆ 専門実践教育訓練給付金制度

柔道整復師国家資格取得を目指す「**社会人の方**」応援します

中央スポーツ医療専門学校は専門実践教育訓練給付金の**指定講座対象校**です  
【対象学科：スポーツ柔整学科】



## 【専門実践教育訓練給付金とは…】

労働者や離職者が、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座(専門実践教育訓練)を受講した場合に、支払った経費の一部が支給される給付制度です。

## 【受給を受けることができる方】

初回受給の場合……受講開始日までに通算して**2年以上の雇用保険被保険者期間**を有している方  
2回目の受給の場合…前回の受給から**3年以上雇用保険被保険者期間**を有している方

3年間の学費は **約422万円**    教育訓練給付金 **168万円**    ハローワークから支給    3年間の実質負担 **約254万円**    1年間の自己負担額は **約85万円**

※上記金額は中央スポーツ医療専門学校の学費を元に計算した概数となり、実際の給付額とは異なる場合があります。

厚生労働大臣指定 柔道整復師養成施設 Chuo Institute of Sports Medical

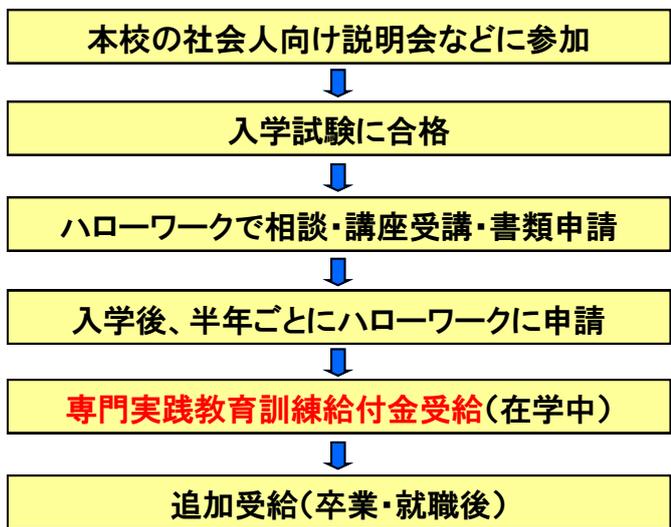
# CSM 中央スポーツ医療専門学校

〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町21-16 TEL. 027-253-1205

【本校なら最大168万円の給付で、柔道整復師(国家資格)への夢に近づきます】

中央スポーツ医療は「専門実践教育訓練給付金」の指定校認定をいただきました。一定の条件を満たす方は最大で、約168万円の給付金(返還不要)を受けることが可能になります。

### 教育訓練給付金申請から受給までの流れ(例)

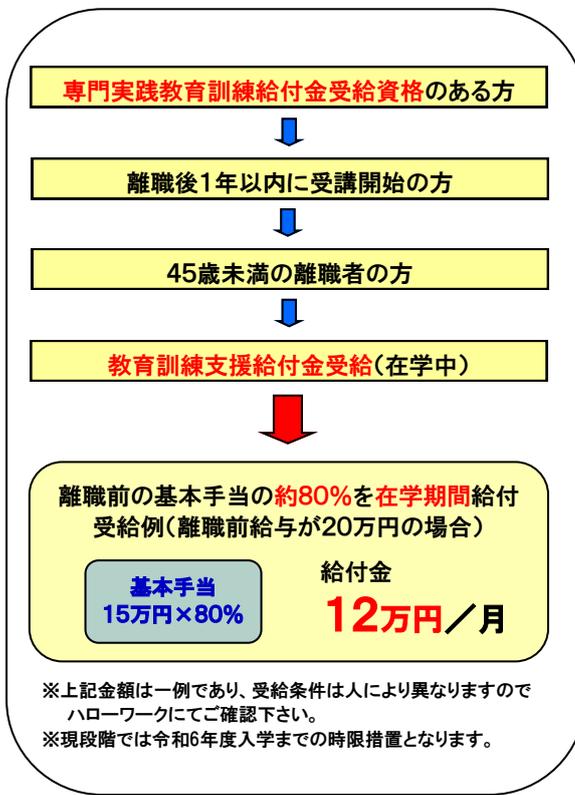


入学から卒業までの学費約422万円のうち  
給付額

**168万円**

返  
還  
不  
要

### 更に、現在離職者(失業者)の方は



離職前の基本手当の約80%を在学期間給付受給例(離職前給与が20万円の場合)

基本手当  
15万円×80%

給付金  
**12万円/月**

※上記金額は一例であり、受給条件は人により異なりますのでハローワークにてご確認ください。  
※現段階では令和6年度入学までの時限措置となります。

### ● 「教育訓練給付金」支給例



### ● 「教育訓練支援給付金」支給例



※ こちらはハローワーク(公共職業安定所)から給付される制度になり、雇用保険加入期間の要件を満たしている方が対象となります。

※ 各種割引制度をご利用の場合は、減額後の金額が適用されます。

※ 上記金額は中央スポーツ医療専門学校の学費を元に計算した概数となり、実際の給付額とは異なる場合があります。

厚生労働大臣指定 柔道整復師養成施設 Chuo Institute of Sports Medical

# CSM 中央スポーツ医療専門学校

お問い合わせは



0120-21-9157

担当 東宮・金子